

職場における化学物質管理の今後のあり方 第8回検討会について



職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会(第8回)が平成22年6月29日に行われ、本検討会の報告書(案)が示されました。その概要を以下に示します。

1. 危険有害性情報の伝達及び活用の促進

- ①危険有害とされるすべての化学物質についての情報を関係者に伝達した上、有効に活用する取組を確立し定着させる必要がある
- ②事業場内で使用する容器等へ名称等をラベル表示する必要がある
- ③ラベル表示及び MSDS に関して、普及及び教育のための仕組みを構築することが望ましい

2. リスクに基づく自主的化学物質管理の促進

- ①より簡便なリスクアセスメント手法を普及する必要がある
- ②個人サンプラーによる測定の導入を検討する必要がある
- ③作業環境の評価結果(必要に応じ、併せて改善計画)を労働者へ周知することが望ましい
- ④局所排気装置の要件等の柔軟化を検討する必要がある
- ⑤局所排気装置以外の発散抑制方法の導入について検討する必要がある
- ⑥事業者がより高い水準の化学物質管理を目指すために「リスク低減に応じた合理化を可能とするインセンティブ」について検討する必要がある

3. 専門人材の育成・専門機関による管理の促進

各事業場において化学物質管理を担う専門人材を養成するとともに、中小規模事業場、化学工業以外の事業場等が利用できる化学物質管理の外部専門機関の育成、相談窓口の拡充について検討が必要

4. CO中毒、一部の屋外作業における中毒災害の防止対策を一層推進すべき

当社では、経験豊富な専門家が作業環境測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年7月2日付 厚生労働省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸

